

大田市社会福祉法人指導監査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大田市社会福祉法人指導監査実施要綱(平成29年大田市告示第102号。以下「要綱」という。)第15条の規定により、社会福祉法人(以下「法人」という。)の指導監査の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(指導監査実施形態の決定基準)

第2条 要綱第5条に規定する指導監査の実施形態の決定は、次の基準によるものとする。

(1) 一般監査の实地監査は、次のいずれかの条件に該当するものを対象とする。

ア 全法人(ただし、实地監査の実施周期は、別表の左欄の法人区分に応じ、右欄の実施周期とすることができる。)

イ 法人運営及び施設経営に問題が発生した法人又は通報、現況報告書の確認の結果等で問題が発生するおそれのある法人

ウ 一般監査又は特別監査における改善措置を求める事項の改善状況を確認する必要がある法人

(2) 特別監査については、次の基準のいずれかに該当するものを対象とする。

ア 法人運営に重大な問題を有すると認められるとき又は事業経営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。

イ 重大な最低基準違反があると疑うに足りる理由があるとき。

ウ 度重なる指導によっても改善が認められないとき。

エ 正当な理由がなく一般監査を拒否したとき。

(提出を求める書類等)

第3条 要綱第9条第2項第5号の規定に基づき提出を求める書類等は、要綱第8条第3項第5号に規定する監査調書及び調書中添付すべきものとされた書類とし、その提出期限は監査実施日の2週間前とする。

(指導監査改善状況管理台帳)

第4条 要綱第11条第9項に規定する指導監査改善状況管理台帳は、別記様式第1号のとおりとする。

別表

法人区分	実施周期
1 前年の指導監査で特に法人運営又は事業経営に問題があると認められた法人	毎年度
2 前年度に特別監査を実施した法人	毎年度
3 指導監査の改善指導に対して改善措置が認められない法人	毎年度
4 法人設立後2年以内の法人	毎年度
5 下記のアとイを満たす法人(上記1から4に掲げる法人を除く。) ア 法人の運営について、法令及び通知等に照らし、特に大きな問題が認められない法人 イ 法人の行う事業について、運営費並びに報酬の請求等に関する	3箇年に1回(ただし、法人に対する一般監査と施設又は事業に対する監査との実施の周期が異なる場合において、これらの監査を併せて実施す

<p>る大きな問題が特に認められない法人</p>	<p>ることが市及び法人にとって効率的かつ効果的であると認められること等特別の事情のあるときは、実施周期を3箇年に1回を超えない範囲で設定できる。)</p>	
<p>6 上記5を満たす法人において、会計監査人による監査等の支援を受け、会計監査人の作成する会計監査報告等が次のア、イ、又はウに掲げる場合に該当する場合にあっては、毎年度法人から提出される報告書類を勘案の上、当該法人の財務の状況の透明性及び適正性並びに当該法人の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていると判断するときは、当該ア、イ又はウのとおり。</p>		
	<p>ア 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第36条第2項及び法第37条の規定に基づき会計監査人を設置している法人において、法第45条の19第1項及び社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号。以下「規則」という。）第2条の30の規定に基づき作成される会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された法人</p>	<p>5箇年に1回</p>
	<p>イ 会計監査人を設置していない法人において、法第45条の19の規定による会計監査人による監査に準ずる監査（会計監査人を設置せずに、法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき行われる監査であって、会計監査人による監査と同じ計算関係書類及び財産目録を監査対象とする監査をいう。以下同じ。）が実施され、当該監査の際に作成された会計監査報告に、「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された法人</p>	<p>5箇年に1回</p>
	<p>ウ 公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（以下「専門家」という。）による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けた法人において、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として別に定めるものが提出された法人</p>	<p>4箇年に1回</p>

<p>7 5を満たす法人のうち6に掲げる場合に該当しない法人において、苦情解決への取組が適切に行われ、次のア、イ又はウのいずれかに該当する場合であって、良質かつ適切な福祉サービスの提供に努めていると所轄庁が判断する法人</p> <p>ア 福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果について公表を行い、サービスの質の向上に努めていること（一部の経営施設のみ福祉サービス第三者評価を受審している場合においては、法人全体の受審状況を勘案して判断する。）又はISO9001の認証取得施設を有していること。</p> <p>イ 地域社会に開かれた事業運営が行われていること（例えば、福祉関係養成校等の研修生の受入れ又は介護相談員の受入れに加え、ボランティアの受入れや地域との交流が積極的に行われていること等。）。</p> <p>ウ 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいること。</p>	<p>4箇年に1回</p>
---	---------------

附 則

この要領は、平成29年8月28日から施行する。